

兵庫県公報

令和3年12月24日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和3年12月24日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第13号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第67条第1項第4号を次のように改める。

(4) 勤務時間規程第26条の5第1項第1号、第2号、第5号から第7号まで、第9号から第11号まで、第13号、第14号及び第16号から第20号までに掲げる特別休暇の期間

第72条中「第6号から第10号まで」を「第8号」に改める。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

第20条第2項中「前項」の右に「第5号の2、」を加える。

第26条の5第1項第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 斉一型第1号会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。)、不斉一型第1号会計年度任用職員(1年間の勤務日が121日以上である者に限る。)及び第2号会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度において5日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

第26条の5第2項を次のように改める。

2 前項第4号、第5号の2、第9号から第11号まで、第15号及び第17号の休暇の単位は、1日又は1時間(不斉一型第1号会計年度任用職員にあつては、1時間)とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第26条の5第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

附則

この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。